

県立日南病院 退職者等診療記録閲覧要綱

令和8年7月16日
診療情報管理委員会

(目的)

第1条 この要綱は、県立日南病院（以下「当院」という。）における退職医師等による診療記録の閲覧に関し、必要な事項を定め、診療情報の適切な管理と適正な利用を確保することを目的とする。

(閲覧資格)

第2条 診療記録の閲覧を申請できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 過去に当院に勤務していた医師、歯科医師及び看護師等の医療従事者
- (2) 当院医療従事者と共同研究している医師、歯科医師及び看護師等の医療従事者
- (3) その他、病院長が特に必要と認める者

(閲覧目的)

第3条 閲覧は、次の各号の目的のために行うものとし、それ以外の目的で利用してはならない。

- (1) 各種資格、認定の取得のため
- (2) 学会発表、論文作成のため
- (3) 共同研究のため
- (4) その他、病院長が許可するもの

(閲覧範囲)

第4条 閲覧が許可される診療情報は、原則として申請者本人が当院在籍中に診療等で関わった範囲、又は共同研究に係る診療情報に限定する。

(申請手続)

第5条 閲覧を希望する者は、閲覧希望日の2週間前までに、診療情報閲覧許可申請書（様式第1号）を医事・経営企画課に提出しなければならない。

(許可)

第6条 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、かつ病院の診療業務に支障がないと認めたときは、閲覧を許可することができる。

2 申請の可否については、別途本人に通知する。

(閲覧時間および場所)

第7条 閲覧は、閲覧専用のICカードを用い、診療情報管理室において、平日の9時00分から17時00分までの間に行うこととする。

(許可の取り消し)

第8条 病院長は、診療記録閲覧者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき

(2) 診療記録閲覧者としてふさわしくない行為があったとき

(3) 申請内容に虚偽の記載があったとき

(4) 情報の漏洩または本要綱を遵守しないおそれがあると判断されたとき

(損害賠償等)

第 10 条 診療記録閲覧者は、本人の故意又は過失により情報漏洩を生じさせた場合、または当院の施設・設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(庶務)

第 11 条 退職者等診療記録閲覧に係る庶務は、医事・経営企画課で処理する。

(雑則)

第 12 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和 8 年 7 月 1 6 日により施行する。